昭和六十二年度	年六・七七パーセント
昭和六十三年度	年六・二九パーセント
平成元年度	年五・九四パーセント
平成二年度	年五・九〇パーセント
平成三年度	年五・九七パーセント
平成四年度	年五・八二パーセント
平成五年度	年五・五二パーセント
平成六年度	年五・三四パーセント
平成七年度	年五・二四パーセント
平成八年度	年四・九九パーセント
平成九年度	年四・六六パーセント
平成十年度	年四・一五パーセント
平成十一年度（同年度の十月前の期間に限る。）	年三・六二パーセント

別表第二

昭和四十一年	年六・四五パーセント
昭和四十二年	年六・三七パーセント
昭和四十三年	年六・四一パーセント
昭和四十四年	年六・四七パーセント
昭和四十五年	年六・四六パーセント
昭和四十六年	年六・四五パーセント
昭和四十七年	年六・四六パーセント
昭和四十八年	年六・四七パーセント
昭和四十九年	年六・四七パーセント
昭和五十年	年六・三八パーセント
昭和五十一年	年六・六〇パーセント
昭和五十二年	年六・九三パーセント
昭和五十三年	年七・〇三パーセント
昭和五十四年	年七・一三パーセント
昭和五十五年	年七・〇〇パーセント

昭和五十六年	年六・八八パーセント
昭和五十七年	年七・〇六パーセント
昭和五十八年	年七・二五パーセント
昭和五十九年	年七・二三パーセント
昭和六十年	年七・二〇パーセント
昭和六十一年	年七・一七パーセント
昭和六十二年	年七・一六パーセント
昭和六十三年	年七・一一パーセント
平成元年	年六・七七パーセント
平成二年	年六・二九パーセント
平成三年	年五・九四パーセント
平成四年	年五・九〇パーセント
平成五年	年五・九七パーセント
平成六年	年五・八二パーセント
平成七年	年五・五二パーセント
平成八年	年五・三四パーセント
平成九年	年五・二四パーセント
平成十年	年四・九九パーセント
平成十一年（同年の十月前の期間に限る。）	年四・六六パーセント

○厚生労働省告示第九十七号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法附則第三十条第六項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十条第五項第二号及び第四号に規定する調整利率を次のように定め、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十条第五項第二号及び第四号に規定する調整利率

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十条第五項第二号及び第四号に規定する調整利率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める各年について、別表に定める率とする。

一　平成二十五年改正法附則第三十条第五項第二号に規定する調整利率

納期限の翌日の属する年から同条第一項の承認の申請の日の前日の属する年までの各年

二　平成二十五年改正法附則第三十条第五項第四号に規定する調整利率

同項第三号に掲げる額を納付した日の翌日の属する年から同条第一項の承認の申請の日の前日の属する年までの各年